附則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

る国又は地域におけるデリバティブ資産の額の算出の方法を、当該海外拠点等が計上するデリバティブ資産の額について適用することができる て同じ。)の海外拠点等 かわらず、農林中央金庫は、 として定める流動性に係る健全性を判断するための基準 当分の間、 この告示による改正後の農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準 (新流動性比率告示第九条第一項第四号に規定する海外拠点等をいう。 農林中央金庫又はその連結子法人等 (以下この項及び次項において「新流動性比率告示」という。) 第九十二条の規定にか (新流動性比率告示第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。 次項におい 以下この項及び次項において同じ。)が所在す

ずるものを含む。)を、 かかわらず、 当分の間、 農林中央金庫は、 新流動性比率告示第九十五条(第一号に係る部分に限る。)、第九十六条及び第九十七条 次の各号に掲げる資産のうち当該海外拠点等が計上するものについて適用することができる。 農林中央金庫又はその連結子法人等の海外拠点等が所在する国又は地域における所要安定調達算入率(これに準 (第二号に係る部分に限る。) の規定に

新流動性比率告示第九十五条第一号に掲げる資産

新流動性比率告示第九十六条に掲げる要件を全て満たす金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産のうち処分上制約のない資産

新流動性比率告示第九十七条第二号に掲げる資産

これらの項の規定の適用を受ける農林中央金庫がその旨を注記した場合に限り、

適用する。

3

前

一項の規定は、